

防災ラベル等取扱い及び品質管理に関する規程

制 定 平成 13 年 1 月 1 日

最終改正 令和 3 年 11 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、「防災性能確認業務規程」(平成 13 年 1 月 1 日制定。以下「確認業務規程」という。)第 1 1 条の規定に基づく防災ラベル及び防災薬剤ラベル(以下「防災ラベル等」という。)の交付及び表示並びにカーテン用補助ラベルの支給、添付及び縫付け、同第 1 3 条及び第 1 4 条の規定に基づく抜取・試買及び調査並びに同第 1 5 条の規定に基づく調査結果に応じた措置の実施等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(防災ラベル等の様式)

第 2 条 防災ラベル等及び第 4 条第 2 項のカーテン用補助ラベルの様式は、別に定める「防災ラベル等の様式に関する要領」によるものとする。

(防災ラベル等の交付申請)

第 3 条 消防法施行規則(昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「規則」という。)第 4 条の 4 第 1 項第 1 号の登録を受けた者(以下「登録表示者」という。)が防災ラベルの交付を受けようとするときは、別記様式第 1 の防災ラベル交付申請書により、公益財団法人日本防災協会(以下「協会」という。)に申請しなければならない。ただし、理事長が認める団体の構成員である登録表示者が申請する場合にあっては、理事長が認める様式の申請書を用いることができるものとする。

2 試験番号を協会に登録している防災薬剤メーカーが防災薬剤ラベルの交付を受けようとするときは、別記様式第 2 の防災薬剤ラベル交付申請書により協会に申請しなければならない。

3 前 2 項に規定する防災ラベル等の交付申請書は、原則として登録表示者又は防災薬剤メーカー(以下「登録表示者等」という。)の所在地を担当する協会の本部又は地区事務所に提出するものとする。

4 協会の本部又は地区事務所の所在地及び担当区域は、確認業務規程別表第 2 のとおりとする。

(防災ラベル等の交付)

第 4 条 協会は、防災ラベル等の交付申請を受けたときは、防災ラベルにあっては、当該申請者が登録表示者であって、協会に登録された防災物品に係る申請であることを確認した後に防災ラベルを交付するものとする。また、工事用シートに係る防災ラベルのうち溶着によるものの申請にあっては、当該申請者である登録表示者が適正な溶着技術を有することを別に定める方法により確認した後に、防災薬剤ラベルの申請にあっては、当該申請者である防災薬剤メーカーが性能表示を付そうとする防災薬剤の試験番号を

協会に登録していることを確認した後に、ポリエステル二次加工に係る防災二次加工識別番号の登録を受けた防災処理業者からの防災ラベルの申請にあつては、防災二次加工識別番号を確認した後に、それぞれ防災ラベル等を交付するものとする。

- 2 協会はカーテンについての（イ）（ロ）（ハ）の各防災ラベル（「防災ラベル等の様式に関する要領」に定める防災ラベルの様式（イ）（ロ）（ハ）であるもの。以下同じ。）を交付するときは、必要に応じカーテン用補助ラベルを支給するものとする。この場合、材料ラベルにあつては防災ラベル1枚につき複数枚のカーテン用補助ラベルの支給ができるものとする。

（防災ラベル等の管理及び使用）

第5条 防災ラベル等の交付を受けた者は適正な管理のもと防災ラベル等による表示を付するものとする。この場合において、カーテンについての（イ）（ロ）（ハ）の各防災ラベルによる表示には、当該表示に併せて、カーテン材料についてはカーテン用補助ラベルを添付、カーテン物品についてはカーテン用補助ラベルを縫付けするものとする。

- 2 防災ラベル等の交付を受けた者は、防災ラベル等についての管理責任者を定め、防災ラベル等の受払い及び当該防災物品又は防災薬剤の試験番号が協会に登録したものであるかどうかの確認など管理に必要な業務を行わせ、その状況を別記様式第3の防災ラベル等受払記録簿に記録させるとともに、毎月の使用状況を別記様式第4の防災ラベル等使用報告書により、翌月7日までに登録表示者等の所在地を担当する協会の本部又は地区事務所に報告するものとする。
- 3 カーテン用補助ラベルの支給を受けた者は、前項の管理責任者に防災物品の製造、処理、輸入に係る試験番号及びロット表示（当該製造、処理、輸入に係る一連の工程を示すもの）とカーテン用補助ラベルの番号との突合せ記録等管理に必要な業務を行わせなければならない。
- 4 協会は、登録表示者等の防災ラベル等の管理状況について関係者の承諾を得て調査することができる。
- 5 協会は、登録表示者のカーテン用補助ラベルの管理状況について関係者の承諾を得て調査することができる。

（防災物品及び防災薬剤の品質管理）

第6条 登録表示者である製造業者、防災処理業者、輸入販売業者及び防災薬剤メーカーは、試験番号を協会に登録した防災物品又は防災薬剤を製造、防災処理又は輸入したときは、その品種ごとに防災物品にあつては当該防災物品の確認申請の際に提出した防災物品の品質管理方法説明書に従った頻度により規則第4条の3に規定する防災性能試験（以下「試験」という。）を実施し、防災薬剤にあつては当該防災薬剤メーカーが規定した方法及び頻度による防災薬剤分析に基づく合否判定を実施し、それぞれの結果を記録しておくとともに、試験状況を品種ごとに別記様式第5から第8までのいずれかの防災性能試験実施報告書により、試験実施の翌月7日までに前条第2項に定める防災ラベル等使用報告書に添えて協会に報告するものとする。この場合において、防災処理業者が防災対象物品等を防災処理する場合にあつては、その都度同一材料の試験片を用いて

試験を実施するものとする。

- 2 協会は、前項の試験の実施状況（防災対象物品等を防災処理する防災処理業者にあつては、設備の状況、防災処理の方法その他品質管理のために必要な事項を含む。）等の品質管理の状況について定期的に又は必要に応じ随時に調査するとともに、協会が別に定める要領に基づき収集した試料の試験を行うものとする。
- 3 協会は、試験番号を協会に登録した防災物品及び防災薬剤の品質管理の状況について、関係者の承諾を得て調査することができる。

（抜取・試買調査）

第7条 協会は、防災物品について、協会が別に定める要領に基づき試料を収集し、試験を行い、品質管理の状況等を調査するものとする。

- 2 協会は前項により収集した試料についてカーテン用補助ラベルの縫付け状況について調査するものとする。

（調査等の結果に対する措置）

第8条 第5条第4項、第6条第2項及び第3項並びに前条第1項の規定に基づく調査の結果、必要な管理が適正に行われていないと認められる場合にあっては、関係する登録表示者等に対し是正等の指示を行うとともに、協会が別に定める「防災物品に係る不適合等に対する措置に関する規程」により、確認の取消し、試験番号の抹消、防災ラベル等の交付停止等の措置を行うものとする。

- 2 協会は、第5条第5項及び前条第2項の調査の結果、カーテン用補助ラベルの管理、添付及び縫付け等が適正に行われていないと認められる場合にあっては、関係する登録表示者に対しカーテン用補助ラベルの適正な管理、添付及び縫付け等の是正等の措置について期限を限って講ずるよう指示を行う。
- 3 協会は、前項の是正等の措置が期限を過ぎても講じられない場合には、講じたと認められるまでの間、当該登録表示者に対して防災ラベルの交付を行わないものとする。

（防災ラベル等の交付手数料）

第9条 防災ラベル等の交付手数料は、協会が別に定める「防災物品に係る確認業務及び防災ラベル交付等に関する手数料規程」によるものとする。

附 則

この規程は、平成13年1月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年9月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年9月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 22 年 9 月 15 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、協会が一括交付団体として認めた団体に属していた登録表示者にあつては、改正後の規程第3条第1項及び第5条第1項の規定については、平成23年3月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第5条第1項後段の規程は、平成27年4月1日以降に製造、処理、輸入されたカーテンについて適用するものとする。

附 則

この規程は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年11月1日から施行する。

防災ラベル交付申請書

年 月 日

公益財団法人日本防災協会 理事長 殿

申請者
住所 〒

氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)

担当者
TEL
FAX

防災ラベル等取扱い及び品質管理に関する規程に基づき、次のとおり防災ラベルの交付を申請します。

登録者番号											
材料ラベル	ラベルの種類 (○印をつける)	カーテン (イ、ロ、ハ、ニ) 布製ブラインド 工事用シート じゅうたん等									
	試験番号										
	枚数	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	
	ラベルの種類 (○印をつける)	下げ札 ちょう付									
物品ラベル	試験番号	(JIS 難燃表示品は製造業者名を記入)									
	ラベルの種類 (○印をつける)	カーテン									
		イ (縫付)			ロ (縫付)			ハ (縫付)			
		ロール	単枚 *	単枚 二つ折り *	ロール	単枚 *	単枚 二つ折り *	ロール	単枚 *	単枚 二つ折り *	
	枚数	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚
	ラベルの種類 (○印をつける)	カーテン			どん帳等		布製ブラインド		合板		
		ニ	ホ	ヘ	ちょう付		ちょう付		縫付 *2		ちょう付
	枚数	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚
	ラベルの種類 (○印をつける)	工事用シート			じゅうたん等						
		縫付		溶着 *3		裁断縫製 1		裁断縫製 2 *4		施工	
	(糊つき)		(糊なし)		ちょう付 又は縫付		ちょう付		縫付		
枚数	枚		枚		枚		枚		枚		
希望納期	年 月 日			受渡方法 (○印をつける)			A. 送付 B. 引取				
備考											

注 *~*4印のラベルについては、交付枚数単位は * : 5,000 枚、*2 : 10,000 枚、*3 : 5,000 枚、*4 : 1,000 枚

- この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 材料ラベルにあつては、下げ札、ちょう付ごとに別葉とすること。
- JIS 難燃表示品とは、消防法に定める指定表示の指定を受けた日本産業規格の適合品をいう。

防災薬剤ラベル交付申請書

年 月 日

公益財団法人 日本防災協会 理事長 殿

申請者
住所 〒

氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

担当者
TEL
FAX

防災ラベル等取扱い及び品質管理に関する規程に基づき、次のとおり防災ラベルの交付を申請します。

薬 剤	商品名又は銘柄		
	試験番号		
	数 量		
	製造年月日	年	月 日
ラベル交付枚数		枚	
希望納期	年 月 日	備考	

注 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

防災性能試験実施報告書

(カーテン、布製ブラインド、暗幕、どん帳、舞台用幕、工事用シート、合板)

年 月 日

公益財団法人日本防災協会理事長 殿

報告者
住所 〒

氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)

登録者番号
担当者
TEL
FAX

防災ラベル等取扱い及び品質管理に関する規程に基づき、次のとおり 月度の防災性能試験実施状況を報告します。

防災物品の種類																
商品名又は銘柄																
試験番号																
発注会社																
製造加工工場																
製造(輸入)年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		
試験年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		
試験実施者																
生産数量(反数)																
洗濯処理の種類																
バーナーの種類		45° ミクロバーナー法 45° メッケルバーナー法		45° ミクロバーナー法 45° メッケルバーナー法		45° ミクロバーナー法 45° メッケルバーナー法		45° ミクロバーナー法 45° メッケルバーナー法		45° ミクロバーナー法 45° メッケルバーナー法		45° ミクロバーナー法 45° メッケルバーナー法		45° ミクロバーナー法 45° メッケルバーナー法		
加熱時間	試験体	残炎時間(秒)	残じん時間(秒)	炭化面積(cm ²)	残炎時間(秒)	残じん時間(秒)	炭化面積(cm ²)	残炎時間(秒)	残じん時間(秒)	炭化面積(cm ²)	残炎時間(秒)	残じん時間(秒)	炭化面積(cm ²)	残炎時間(秒)	残じん時間(秒)	炭化面積(cm ²)
1分加熱 2分加熱	1															
	2															
	3															
着炎後 3秒加熱 6秒加熱	1															
	2															
45° たるませ法 炭化長	試験体	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3
	(cm)															
45° コイル法 接炎回数	試験体	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	(回)															

- 注 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 45° たるませ法とは、消防法施行規則第4条の3第4項第4号イのただし書の測定方法をいう。
3 記入欄が足りない場合は、別紙に記入すること。

防災性能試験実施報告書

(じゅうたん等)

年 月 日

公益財団法人日本防災協会理事長 殿

報告者
住所 〒

氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)

登録者番号
担当者
TEL
FAX

防災ラベル等取扱い及び品質管理に関する規程に基づき、次のとおり 年度の防災性能試験実施状況を報告します。

じゅうたん等の種類								
商品名又は銘柄								
試験番号								
発注会社								
製造工場								
製造(輸入)年月日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
試験年月日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
試験実施者								
生産数量 (㎡又は帖)								
エアームックスバーナー法	方向	試験体	残炎時間 (秒)	炭化長 (cm)	残炎時間 (秒)	炭化長 (cm)	残炎時間 (秒)	炭化長 (cm)
	たて	1						
		2						
		3						
	よこ	1						
		2						
3								
備考								

- 注 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 記入欄が足りない場合は、別紙に記入すること。

防災性能試験実施報告書

(防災処理した防災対象物品)

年 月 日

公益財団法人日本防災協会理事長 殿

報告者
住所 〒

氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)

登録者番号
担当者
TEL
FAX

防災ラベル等取扱い及び品質管理に関する規程に基づき、次のとおり 年度の防災性能試験実施状況を報告します。

防 災 物 品	種 類										
	素 材 ・ 混 用 率										
	目 付 (g/m ²)										
	数 量										
	薬 剤 試 験 番 号										
	薬 剤 使 用 量										
	処 理 方 法 (浸漬又は吹付)										
	処 理 年 月 日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	
試 験 年 月 日	年	月	日	年	月	日	年	月	日		
試 験 実 施 者											
バーナーの種類		45° ミクロバーナー法 45° メッケルバーナー法			45° ミクロバーナー法 45° メッケルバーナー法			45° ミクロバーナー法 45° メッケルバーナー法			
加熱時間	試験体	残炎時間 (秒)	残じん時間 (秒)	炭化面積 (cm ²)	残炎時間 (秒)	残じん時間 (秒)	炭化面積 (cm ²)	残炎時間 (秒)	残じん時間 (秒)	炭化面積 (cm ²)	
1分加熱 2分加熱	1										
	2										
	3										
着炎後 3秒加熱 6秒加熱	1										
	2										
45° たるませ法 炭化長	試験体	1	2	3	1	2	3	1	2	3	
	(cm)										
45° コイル法 接炎回数	試験体	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	(回)										

- 注 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 45° たるませ法とは、消防法施行規則第4条の3第4項第4号イのただし書の測定方法をいう。
 3 記入欄が足りない場合は、別紙に記入すること。

防災性能試験実施報告書

(防 炎 薬 剤)

年 月 日

公益財団法人日本防災協会理事長 殿

報告者

住所 〒

氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

担当者

TEL

FAX

防災ラベル等取扱い及び品質管理に関する規程に基づき、次のとおり 年度の防災性能試験実施状況を報告します。

商品名又は銘柄											
薬剤試験番号											
製造工場											
製造（輸入）年月日		年 月 日			年 月 日			年 月 日			
試験年月日		年 月 日			年 月 日			年 月 日			
試験実施者											
生産数量											
使用濃度におけるPH											
使用試験布の種類											
バーナーの種類		45° マイクロバーナー法 45° メッセルバーナー法			45° マイクロバーナー法 45° メッセルバーナー法			45° マイクロバーナー法 45° メッセルバーナー法			
加熱時間	試験体	残炎時間 (秒)	残じん時間 (秒)	炭化面積 (cm ²)	残炎時間 (秒)	残じん時間 (秒)	炭化面積 (cm ²)	残炎時間 (秒)	残じん時間 (秒)	炭化面積 (cm ²)	
1分加熱 2分加熱	1										
	2										
	3										
着炎後 3秒加熱 6秒加熱	1										
	2										
45° たるませ法 炭化長	試験体	1	2	3	1	2	3	1	2	3	
	(cm)										
45° コイル法 接炎回数	試験体	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	(回)										

注 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 45° たるませ法とは、消防法施行規則第4条の3第4項第4号イのただし書の測定方法をいう。

3 記入欄が足りない場合は、別紙に記入すること。